

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
卸 売 業		65		7.4	34	366	354	363	356		
各種商品卸売業		66	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	9.4	33	344	255	256	253		
繊維・衣服等卸売業		67	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	3.6	7	184	158	156	150		
飲 食 料 品 卸 売 業		68		3.7	20	273	221	218	213		
農畜産物・水産物卸売業		69	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	2.8	15	223	161	159	156		
食料・飲料卸売業		70	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	4.7	25	330	287	285	277		
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		71		7.5	42	449	325	329	319		
化学製品卸売業		72	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	9.8	55	558	362	364	363		
その他の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		73	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業のうち、72に該当するもの以外のもの	6.9	38	422	316	321	309		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】														
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	
				4 年												
				1 月 分												
卸 売 業			65	348 332	342 333	344 336	341 339									
	各種商品卸売業		66	260 234	267 236	279 240	281 244									
	繊維・衣服等卸売業		67	146 152	142 152	135 152	135 153									
	飲食品卸売業		68	211 217	212 217	215 218	213 218									
	農畜産物・水産物卸売業		69	156 154	156 154	162 155	163 156									
	食料・飲料卸売業		70	273 289	274 287	274 288	269 287									
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		71	322 303	324 304	327 308	318 311									
	化学製品卸売業		72	369 337	387 339	384 343	370 347									
	その他の建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業		73	311 295	309 296	313 299	305 302									